

## 第8回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会議事録

平成 24 年 2 月 8 日（水）

消 費 生 活 セ ン タ ー

委 員 長 : 只今より、第8回（仮称）門真市自治基本条例制定検討委員会を開催いたします。

それでは、前回までの条例制定検討委員会での委員の皆様のご意見を基に、事務局がまとめた「自治基本条例検討条例案」に沿って議論を進めて参りたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 : それでは、説明に入ります前に本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の次第、第8回 門真市自治基本条例制定検討委員会会議資料の2点となります。

揃っておりますでしょうか。不足がある場合は、事務局へお知らせください。

今回事前にお配りさせていただいております会議資料に関しましては、1月13日に行いました第6回条例制定検討委員会から前回1月27日に行いました第7回条例制定検討委員会におきまして各委員様からご指摘を頂いた点を踏まえまして作成させていただいたものであります。

資料をお配りさせていただいた際にも少しご説明させていただきましたが、第6回及び第7回の制定検討委員会におきまして、事務局案に対してご意見を頂き変更いたしました点について、前文も含めまして1条ずつ説明させていただきます。

それでは、まず、資料1ページ目の前文でございます。

前文に関しましては、文言の加筆・修正を行っております。

門真市の歴史の部分と先人たちの功績を新たに加筆いたしまして、「池沼地」を「池や沼地」、「したたかな自治」や「義民」といった条例の表現上そぐわないと思われる表現を修正し、説明文へ新たに加えております。

また、説明文に条文の表現に合わせた形で個人名を列記

しておりますが、その是非について、ご意見を頂戴したいと思っております。

以上です。

委員長： それでは、ご意見のある方は、挙手願います。  
事務局から門真市の歴史を綴る個人名を入れてはどうかという提案がありましたが、これについて何かご意見がありましたらお願いします。また、全般的に文言の整理をしていただいておりますが、どうでしょうか。

事務局： 委員長、よろしいでしょうか。事務局から一点だけご報告がありまして、前文の作成後に委員からご意見をいただきまして、資料配布には間に合わなかったのですが、自律発展都市をもう少しイメージさせるために、市長もおっしゃられている「生成・発展するまち門真」という言葉や、「品格のあるまち」というようなことも付け加えてはどうかというご意見もいただきました。このことにつきましては、できればもう一度事務局の方で前文にはめ込ませていただきたいと思っております。

委員長： 今、事務局から自律発展都市に対する説明を加えた方がいいのではないかというご意見があったということで、これについてはよろしいでしょうか。  
そうしましたら、個人名を付け加えるという提案についてはどうでしょうか。

委員： あった方がいいと思います。

委員長： あった方がいいというご意見がありましたが、よろしいでしょうか。

委員： はい。

委員長： では、ここについては事務局の提案どおりでいきたいと思っております。他に問題ないでしょうか。よろしければ、次に進みたいと思っております。

事務局：　　続きまして資料3ページ 第1条をご覧ください。  
　　こちらの条文に関しては、前回お示ししました事務局案から変更点はございません。第1条は以上です。

委員長：　　1条については、前回もご意見はなかったと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：　　はい。

委員長：　　では、次お願いいたします。

事務局：　　それでは、資料4ページ 第2条をご覧ください。  
　　続きまして、会議資料 4ページの第2条をごらんください。

　　第1号の表現に「団体」を加え、本市に関わる方々すべてを包括する表現に改めております。

　　第2号の「事業所」につきましては、産業統計等において事業所の意味として個人も含まれておりましたので、「個人」を加えております。第8条において事業所の役割について述べておりますが、個人事業所においても主体的な役割を期待することに変わりはありませんので、このように修正をさせていただきました。

　　第4号の「市役所」の表現につきましては、法務課にも確認をさせていただきましたが、「この条例において」という文言が示す通り、今後市の使用する表現が「市役所」に統一されるという表現上の最高規範ではなく、市の基本理念や目的としての最高規範を定めておりますので、他条例等に表現上の制約は課さないものです。したがって、本条例におきましては「市役所」という表現を使用してまいります。第2条は以上です。

委員長：　　2条においての一番の問題は、「この条例において」という書き方の内容と、今説明があった文について法的な問題はないのかという議論があったのですが、確認をしていただいて、こういう流れにしていきたいということであります。

　　これにつきまして何かご意見はございますか。後、事業

所等についての、統計上の位置づけ、定義付けを採用した  
ということでございます。

2条につきましては、どうでしょうか。ご意見ございま  
すか。

委 員 員 員 : ありません。

委 員 員 員 長 : なければ次に進みたいと思います。

事 務 局 : 続きまして、資料5ページ第3条をご覧ください。  
こちらの条文に関しましても、変更点はございません。  
第3条は以上です。

委 員 員 員 長 : これは、前回から良とされていた部分ですので、よろし  
いでしょうか。

委 員 員 員 : はい。

委 員 員 員 長 : 次に参ります。

事 務 局 : 続きまして、資料5ページ 第4条をご覧ください。  
自治基本条例の位置づけとして本条例、自治に関する「最  
高規範性」を述べておりますが、他の条例の表現等を規制  
するものではなく、この条例の理念を最大限尊重していかな  
ければならないということを示していることから、条文  
の表現「最高規範」という言い切りではなく、「最高規範性  
を有する」という表現に変更しております。  
第4条は、以上です。

委 員 員 員 長 : 条例の立て方としての、「最高規範性を有し」という形で  
書き換えたということですが、これにつきましてはよろし  
いでしょうか。

委 員 員 員 : はい。

委 員 員 員 長 : なければ、次の条項について事務局、説明願います。

- 事務局：　　続きまして、資料6ページ 第5条をご覧ください。  
第3号につきまして、「対等」と「尊重」は並列にしない表現ではないかというご意見がありましたので、「対等」に変更し、文言を修正しております。  
「尊重」は条文中に表現していると共に、協働を進めていくためには、まず「対等」の関係性を築くところから始めていくことを表す必要があるという点から「対等」としております。  
第5条は以上です。
- 委員長：　　第5条の3項につきましては、前回少し議論していただいて、事務局の方で整理をしていただきましたが、これにつきまして何かご意見ございますか。
- 委員：　　ないです。
- 委員長：　　それでは、次に進みます。
- 事務局：　　では、第6条をご覧ください。  
第3項の「協力及び監視等」を入れ替え、「監視及び協力等」に修正しております。  
第6条は以上です。
- 委員長：　　第6条につきましても、前回「監視と協力」についての、考え方を議論していただき、それに基づきまして事務局が修正しておりますが、これに関しましてはよろしいでしょうか。
- 委員：　　はい。
- 委員長：　　それでは、次お願いします。
- 事務局：　　続きまして、資料8ページ 第7条をご覧ください。  
「協働によるまちづくりの主役」であることを強調するため、第1項を、「知る権利」及び「参加・参画する権利」を明記するため、第3項を原案より戻しております。  
第7条は以上です。

委員長： 市民の役割ということで、少し修正は重ねていますが、これにつきまして何かご議論ございますか。  
ここについては、2回目くらいから子どもに対して活発なご意見を頂きました。最終的に、事務局がこういう形でまとめ上げたということです。事務局、前回との比較で特にというところがございましたら説明をお願いします。

事務局： 第7条のご議論の時に、委員の方から8項あったものを4項にまとめ、整理をしたことに対して皆さんのご意見を頂きたいという投げかけがあったと思いますが、会議終了後、ある委員の方から市民の役割については、市民の皆様がかなりご議論されたところでもありますので、原案に記載されている思いの部分については尊重していく方向はどうだろうかというご意見を頂きまして、6項立てで再度条文の修正をさせていただきました。

しかしながら、子どもの議論につきましては、検討委員会の中で一定方向が出ているということで、その部分については、原案を元に戻すという作業は致しませんでした。  
以上です。

委員長： ということで、委員の意見等もあり、市民検討委員会の内容に少し近付けた形で最終案を作ったということです。  
特に問題があれば…

ここもかなりご議論していただきまして、記憶の中では鮮明に考え方を持っておられたと思います。市民検討委員会の形に少し戻しているということでよろしいでしょうか。

委員： はい。

委員長： では、次をお願いします。

事務局： 続きまして、資料9ページ 第8条をご覧ください。  
こちらに関しましては、「寄与する」という表現を「貢献する」という表現に変更しております。

なお、説明文につきましては、事業所に個人を含めるこ

ととしたため、個人を書き加えております。  
第8条は以上です。

委員長： 8条につきましては、「寄与する」という表現から「貢献する」という表現へ変更する提案がありますが、これによりよろしいでしょうか。

委員： はい。

委員長： では、次をお願いします。

事務局： 続きまして、資料10ページ 第9条をご覧ください。こちらの条文に関しましては、第2項の表現を変更しております。説明文につきましては、「議会改革は、市議会で常に議論されるもの」という表現を書き加えております。第9条は以上です。

委員長： これについては、前回委員の方から、「議会運営は反映させ、政策の形成」という形にした方が得策ではないかというご意見をいただいておりますので、これについては整理をさせていただいたということです。よろしいでしょうか。

委員： はい。

委員長： では、次をお願いします。

事務局： 続きまして、資料10ページ 第10条をご覧ください。「適確」を原案同様の「的確」に修正しております。

委員長： 「適確」について意味的にこちらの「的確」の方がいいということで修正しております。よろしいでしょうか。

委員： はい。

委員長： それでは、次をお願いします。

事務局：　　続きまして、資料 11 ページ 第 11 条をご覧ください。  
第 1 項におきまして「議会」という文言を追加しております。  
説明文につきましては、ツイッターやフェイスブック等の新たな情報媒体の活用につきましては、他市の動向等も含め、今後の研究・検討課題とし、条例の説明からは削除させていただきます。  
第 11 条は以上です。

委員長：　　「市民からの意見」から「市民、議会からの意見」ということで修正を加えておりますが、このことについて何かご意見ございますか。  
よろしいでしょうか。

委員：　　はい。

委員長：　　では、次お願いします。

事務局：　　続きまして、資料 12 ページ 第 12 条をご覧ください。  
第 1 項に、自己研鑽に努める目的として「全体の奉仕者として適法かつ公正に職務を遂行するため」を加えております。  
第 2 項では、「この場合において、不実又は虚偽の記載をしてはなりません。」の部分を削除しております。  
第 12 条は以上です。

委員長：　　前回各委員さんから、ご意見を頂戴いたしまして、事務局の方で「全体の奉仕者」ということと、「不実又は～」につきましては、元々当たり前のことであるということで削除というご議論がございましたので、事務局でまとめましたが、これにつきましては何かご意見ございますか。

委員：　　ありません。

委員長：　　ないようですので、次お願いします。

事務局：　　続きまして、資料 12 ページ 第 13 条をご覧ください。



「国、大阪府及び他の自治体」という表現につきましては「国及び他の自治体」と修正しております。

説明文におきまして、「津波の心配が少ない」等の表現がありました。可能性がまったくないわけではなく、誤解を生じる恐れがありますので修正しております。

第13条は以上です。

委員長：事務局から説明がございましたが、「大阪府」という文言を削除しております。事務局案について、問題がないということでしょうか。

委員：はい。

委員長：では、次をお願いします。

事務局：続きまして、資料13ページ 第14条をご覧ください。第14条は、変更点はございません。

委員長：14条につきましては、委員の皆様、これまで良としてやってこられているので、よろしいでしょうか。

委員：はい。

委員長：では、次をお願いします。

事務局：続きまして、資料14ページ 第15条をご覧ください。第15条は、変更はございません。

委員長：15条に関しましても、今まで問題点はないということでしたので、次に進んでよろしいでしょうか。

委員：はい。

事務局：続きまして、会議資料15ページ 第16条をごらんください。

第1項におきまして、「地域の課題」を「地域の共通課題」という表現に変更しております。また、説明文におきまし

て「地域によっては中学校区～」という表現がありました  
が、市として想定している範囲ではありませんので、修正  
をしております。

第 16 条は以上です。

委 員 長 : 16 条に関して、何かご意見等ございますか。  
「地域会議」という名称について、前回もご議論ござい  
まして、どのような名称にするかということでしたが、事  
務局として「地域会議」というのが適当ではないかと提案  
がございましたが、何か新たな名称についてご意見があれ  
ば言っていただきたいと思います。  
特に問題がなければ、事務局の提案どおり進んでよろし  
いでしょうか。

委 員 : はい。

委 員 長 : では、次お願いします。

事 務 局 : 会議資料16ページ 第17条をごらんください。  
第 2 項に、推進委員会の役割として条例の見直しについ  
ての検討を明記しております。  
また、条例見直しのためだけではなく、条例の推進、進  
捗状況等を確認する体制を確立するため、第 3 項にて詳細  
は別に定めるとしております。  
また、説明の部分で愛称として門真の 17 条憲法という部  
分を付けさせていただいております。  
第 17 条は以上です。

委 員 長 : 17 条につきましては、第 2 項で変更が加えられておりま  
すが、このことに関しまして何かご意見があればお願いし  
ます。  
ここも、前回「議会及び市役所は」というところで、主  
語はこれでどうかというご議論がありまして、事務局の方  
で検討を重ねてこういう案を示しているということです。

副 委 員 長 : 条文には関係ないのですが、事務局が市民との間でこた  
わってきた 17 条の憲法という文言を入れたということす

が、これで市民のみなさんはわかるのですか。こだわってきた理屈とか理由を。いわゆる聖徳太子のことを言いたいのですよね。せつかく 17 条にこだわってきたというところを最後の 3 行で愛称として「門真の 17 条の憲法」ということですが、ほとんどの方はわかるんですかね。

大事な条例ですので、愛称が市民のみなさんがピンときてくれたらいいのですが、どうなのでしょう。

委員長： 我々の年代以降ではどうなのかがちょっと読みとれないのですが。17 条の憲法といえば大体の方が…  
どうでしょうか。

委員： 今も 17 条憲法というのは、きちんと教科書には記載されていますけどね。

副委員長： この場で最終確認だけさせていただいて、これでいこうということならば、それで結構だと思います。

委員： よろしいでしょうか。17 条で、前回推進委員会の設置を謳った中で、改正を提言できるという 2 項を入れるのは、適当かどうかという意見があったと思います。条例制定検討委員会としては、17 条で委員会を設置します、委員会の組織及び事業運営等については別に定めますということをして 3 項で決めているのですが、2 項で条例改正の提言を行いますとなっていますよね。こういう条例改正の項目だけを取り上げて項立てするというような条文の作り方は法務課も OK なんです。

事務局： 一応、非公式ではありますが、条例については、現段階では確認はさせていただいております。

委員： 色々な組織運営については、別に定めますとしていますよね。委員会の役割は、実施状況を評価し実行性を高めるために委員会を設置するというのを入れて、色々な仕事の中で、条例改正の分だけを 2 項に持ってきていますよね。例えば 17 条の憲法にしたいから、無理やり入れたということではないんですよね。

事務局： 他市の条例は、委員会を設置しているところもあれば、していないところもあるのですが、事務局の記憶では、概ね改正云々とか見直しとかについては規定されている条例が多いですね。

委員： 1条の中に盛り込んでいるのですか。

事務局： そこはバラバラですね。

委員： 条例の改正部分については別条立てでいくのが普通かなと思います。わざわざ17条にするためにここに盛り込んだというのがいいことで、それがいいのなら別にいいのですが、これだけ突出しているような感じがしますね。

条例改正のような大きな部分は別条立てにするのが、普通かなと思いますが、17条にしたいということで2項に入れたということについて、法務課として適当と判断したということならばいいですが。

事務局： 再度確認をさせていただきます。

委員： 17条から2項を取り出したら、18条になってしまって大前提が崩れるということになります。

委員長： 委員から、法的な条文の立て方について意見がありましたので、もう一度法務課と再度調整をしていただきたいと思います。

委員： これは法務課で何回も見てもらっているのですよね。

事務局： まだ案にはなっておりませんので、正式な手続きは踏んでおりませんが、確認はさせていただいたうえでお示しさせていただきます。

委員： 水を差す意味で言っているわけではないので。

委員長： 今回の件については、再度確認をしていただきたいと思います。

ます。自治基本条例推進委員会で、検証や今後のことについてはやっていただいて、問題があれば提言をしてもらうということをこの文章で表しているということで、前回の資料では「議会及び市役所は」という文言がありましたが、推進委員会は、検証する中で問題があれば、提言を行うという形で盛り込んだということです。もちろん、市役所や議会で意見があった場合には、推進委員会として検討してもらい、提言するというイメージの組織として扱うのですか。

事務局：先ほど、委員もおっしゃっていたところなんですが、通常この条例の見直しについては、独立した条項がよく見られます。ここは構造上委員会から提言をしていくというような形になっておりまして、ここは市民検討委員会の中で、市民を交えた委員会の中で、議会の議決がいる中で、改正が必要になった場合も市民が積極的に動いていこうというところがありますので、一つはよくある市長の諮問機関として作って、市長がこれについて諮問してそこから答申をもらうという形にはなっていないんです。委員会が自発的に必要であればアクションを起こすということなので。

委員会の17条の中で、一つの項として入れているのはそういう意味合いもございます。ここは、この条例改正の手続き論でしたら、当然主語が市になって、市がやる場合には別条立てが通常かと思えます。ですので、無理やり17条にしたというわけではなくて、市民検討委員会の中で流れがありまして、委員会からアクションを起こすということで、委員会の中に入れるという形になっております。

委員長：独立してやっていただきたいということで、何かあれば提言するという条文を入れたということですね。こういう解釈で事務局はやっておりますが、何かご意見ございますか。

委員：委員会には設置と、権限を持たせますというのを17条で謳っているということですね。

委員：それなら、この文言自体は「見直しについて」というの

を頭に持ってくるのではなく、「委員会においては、見直しについて」という方がすっきりするのではないかと思います。

委員長： 今、委員からご意見ございましたので、事務局、それぞれ整理していただけますか。

委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

委員： 解説のところですが、蓮根の栽培のところは近世で止まっています、近現代にすべきかなとか、少し解説については事務局として文言調整をして詰めた方がいいのかなと思っています。

また、聖徳太子の関係の17条の憲法に関して、この条例は子ども達も含めて読んでいってもらえるものになるかと思っています。聖徳太子の憲法は、理念的な条例で、最後に民意を反映したようなものにしないといけないと書いておまして、自治基本条例の精神とも一致するような、時代を超えての流れですので、解説は少し紙面の関係もありまして若干省略した部分はありますが、そういうことを含めて、もう一度見直して書けるところは少しわかりやすく書く努力は引き続きしていきたいと思っています。

委員長： 最後は、もう少し解説を加えた方がわかりやすいのではないかというご意見でした。そこについては、事務局でも少し検討してもらおうということでよろしいでしょう。他に、全体的に何かご意見ございますか。

委員： ありません。

委員長： それでは、本日ご意見のあったところについては、事務局の方で再度検討をお願いしたいと思います。

それでは、以上で条例制定検討委員会での委員の皆様のご意見を基に、事務局が作成した自治基本条例検討案の検討が終了しました。皆様から、様々なご意見をいただきましたが、今回の議論を基に作成する「条例素案」については、字句の整理等、委員長である私に一任いただくということでよろしいでしょうか。また、会議終了後、もしご意

見が出てきた場合は、今週末までに事務局まで知らせてください。内容によっては、検討委員会に諮るというものであれば、再度集まっていただくこともあるかと思いますが、字句の整理等は、私の判断で考えさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 員 員 : 結構です。

委 員 員 員 長 : 全体的に何かご意見等ございますか。なければ、本日は終了したいと思いますがよろしいでしょうか。

委 員 員 員 : はい。

委 員 員 員 長 : それでは、本日の委員会は閉会といたします。お疲れ様でした。